

## 千葉美容専門学校奨学金規程

### 第1条（目的）

この規程は千葉美容専門学校（以下本校という）の学生に対する奨学金制度について定める。

### 第2条（対象者）

本奨学金は、本校昼間課程に入学後、経済的理由により学費の支払いに援助が必要で、日本学生支援機構の奨学金制度を利用していない学生を対象とする。

### 第3条（返済義務）

本奨学金は原則として貸与するものであり、借受人は第14条に該当する場合を除き、返済義務を負う。

### 第4条（貸与金額）

本奨学金は、第一年次後期、第二年次前期、第二年次後期に貸与するものとし、1期に限らず重ねて貸与することができる。

### 第5条（貸与金額）

奨学金の金額は半期分の授業料及び実習費相当額とする。

### 第6条（奨学人数）

本奨学金の対象人数は、若干名とする。

### 第7条（借受人）

借受人は学生本人とする。

### 第8条（選考）

- 1, 奨学生は希望者のうちから入学後の出欠状況及び親権者の経済状況を考慮して、学校委員会において選考し、理事長が決定する。
- 2, 主席状況については、入学後半年で欠席30時間以内、1年で60時間以内とする。
- 3, 卒業後、美容室に就職を希望しない者は選考対象としない。

### 第9条（契約）

契約は在学している学生本人と本校の間で締結し、学生の保護者及び他1名を連帯保証人とする。

### 第10条（退学）

本校を中途退学する場合は、その時点で借入金を一括して返済しなければならない。

### 第11条（利息）

本奨学金は無利息とする。

### 第12条（返済方法）

- 1, 借受人は、卒業した年の4月より毎年一定額を返済する
- 2, 返済は銀行口座引落によるものとし、借受人は卒業時に本校指定の銀行に本人名義の口座を開設すること。

3, 前項の銀行口座が残高不足で請求額の引落ができなかつた場合は、翌月の引落日に当月分と合わせて引落す。

4, 返済が滞つた場合には、本人及び連帯保証人に学長より督促することができる。

### **第13条（返済期間）**

1, 借受人は卒業後8年以内に返済を完了しなければならない。ただし疾病、失業などやむをえない事情により返済が困難となつた場合には学校委員会で検討する。

2, 繰上返済を希望する場合は、残額の全部または一部を繰上げて返済することができる。

### **第14条（返済免除）**

1, 卒業後、組合員店に就職した場合、半期分貸与された者は2年、2半期貸与された者は4年、3半期分貸与された者は6年間勤続し、返済を続けた者限り、以後の返済を免除する。

2, 前項の期間の内に転職した場合、転職先が組合員店であれば返済免除の条件期間を通算できる。

### **第15条（その他）**

その他本規程に定めのない事項については、学校委員会において決定する。

#### **（付則）**

本規程は平成16年より適用する。